



# あなたが夫（妻）や恋人からの暴力を受けたらどうしますか？

DV——ドメスティック・バイオレンス

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が平成13年10月13日から施行され今年で2年が経ちました。

しかし、依然としてDV(夫や恋人からの暴力)被害は後を絶ちません。

DVは、犯罪行為であり被害者やその家族の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女平等の実現を妨げる大きな問題です。

もしあなたがDVを受けたらどこに行けば良いのか？どこで相談したら良いのか？DVに悩んでいるあなたをサポートします。

自分らしく、あなたらしく生きるために。

DVって何？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあつた男性から女性に対する振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。愛情で結ばれているはずの夫婦、恋人の間でも暴力は発生するのであります。

夫、恋人がちょっととしたことで怒鳴る、殴る、暴言を浴びせる、行動を監視制限する、セックストを強要したり、避妊に協力しない、これらはすべて暴力なのです。DVの多くは家庭内という密室の中で起ります。今までではプライベートな問題、「犬も食わない夫婦喧嘩」と片

づけられたり、「あなたも悪いところがあったのでは？」、「そんなことぐらい耐えるべきだ」と言われたりしました。

でも、果たしてそうでしょうか？見知らぬ人に暴力をふるうと犯罪となるのに、家庭の中で、妻にふるわれた暴力は、罪に問われない、そんな道理はどこにもありません。また、DVは単に妻だけにとどまらず、その子どもに対しても暴力が行われたり、暴力を目の前にしてその後の生き方に大きな影響を与えるものであり、重大な人権侵害行為です。その背景には、社会の構造的问题もあります。

国(内閣府)の調査によれば、DVの被害者は、約七割が女性です。

## DVのサイクル



### 緊張形成期

徐々にパートナーの緊張が増し、ささいなことから怒鳴ったり、平手打ちなどの暴力をふるうようになる。

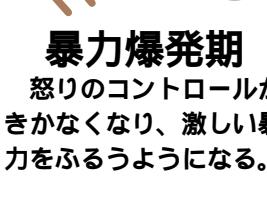


### DVのサイクル



### 開放期(ハネムーン期)

極端に優しくなり、プレゼントをしたりする。また、「絶対に暴力をふるわない」と約束したりする。



### DVのサイクル

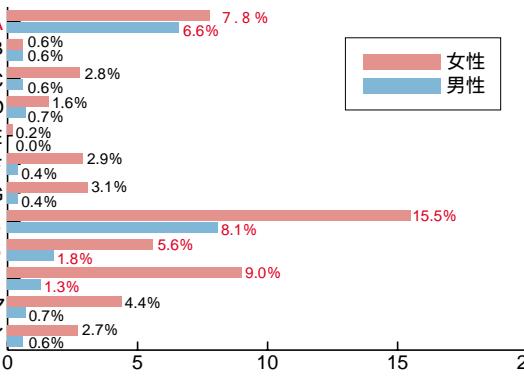
夫やパートナーからの暴力は、繰り返されることがよくあります。繰り返しのパターンには、三つの段階があると言われています。DV被害を受けた女性のすべてに、このサイクルがあてはまるわけではありませんが、このサイクルはどこかで断ち切らなければエスカレートしていくのです。

【調査】(平成十四年十月調査)による全国の男女を対象に国(内閣府)が行った「男女間の暴力に関する調査」(平成十四年十月調査)による男女間ににおける暴力に関する調査(内閣府)

### 【配偶者等からの被害経験】

- A.身体的暴行のみを受けたことがある
- B.心理的脅迫のみを受けたことがある
- C.性的強要のみを受けたことがある
- D.身体的暴行と心理的脅迫を受けたことがある
- E.心理的脅迫と性的強要を受けたことがある
- F.身体的暴行と性的強要を受けたことがある
- G.身体的暴行、心理的脅迫と性的強要を受けたことがある
- a.身体的暴行を受けたことがある
- b.心理的脅迫を受けたことがある
- c.性的強要を受けたことがある
- ア.DVによる命の危険を感じたことがある
- イ.医師の治療が必要となるほどのDV被害を受けたことがある』

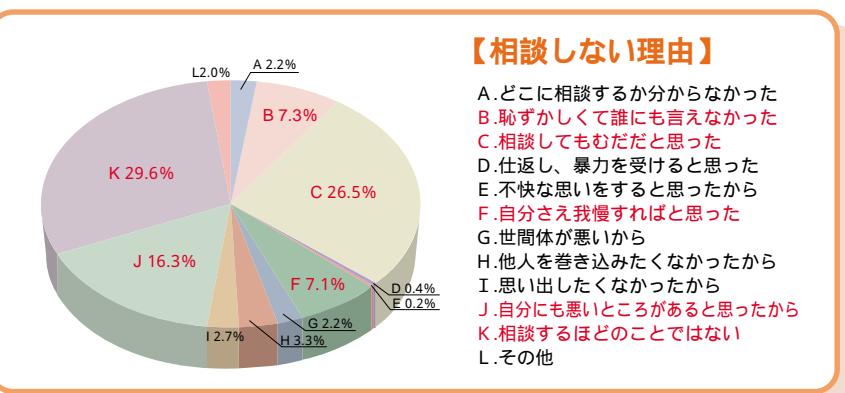
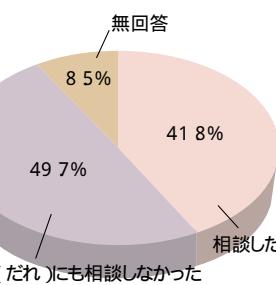
### 男女間ににおける暴力に関する調査(内閣府)



### 【相談しない理由】

- A.どこに相談するか分からなかった
- B.恥ずかしくて誰にも言えなかった
- C.相談してもむだだと思った
- D.仕返し、暴力を受けると思った
- E.不快な思いをすると思ったから
- F.自分さえ我慢すればと思った
- G.世間體が悪いから
- H.他人を巻き込みたくないから
- I.思い出したくなかったから
- J.自分にも悪いところがあると思ったから
- K.相談するほどのことではない
- L.その他

### 【相談の有無】

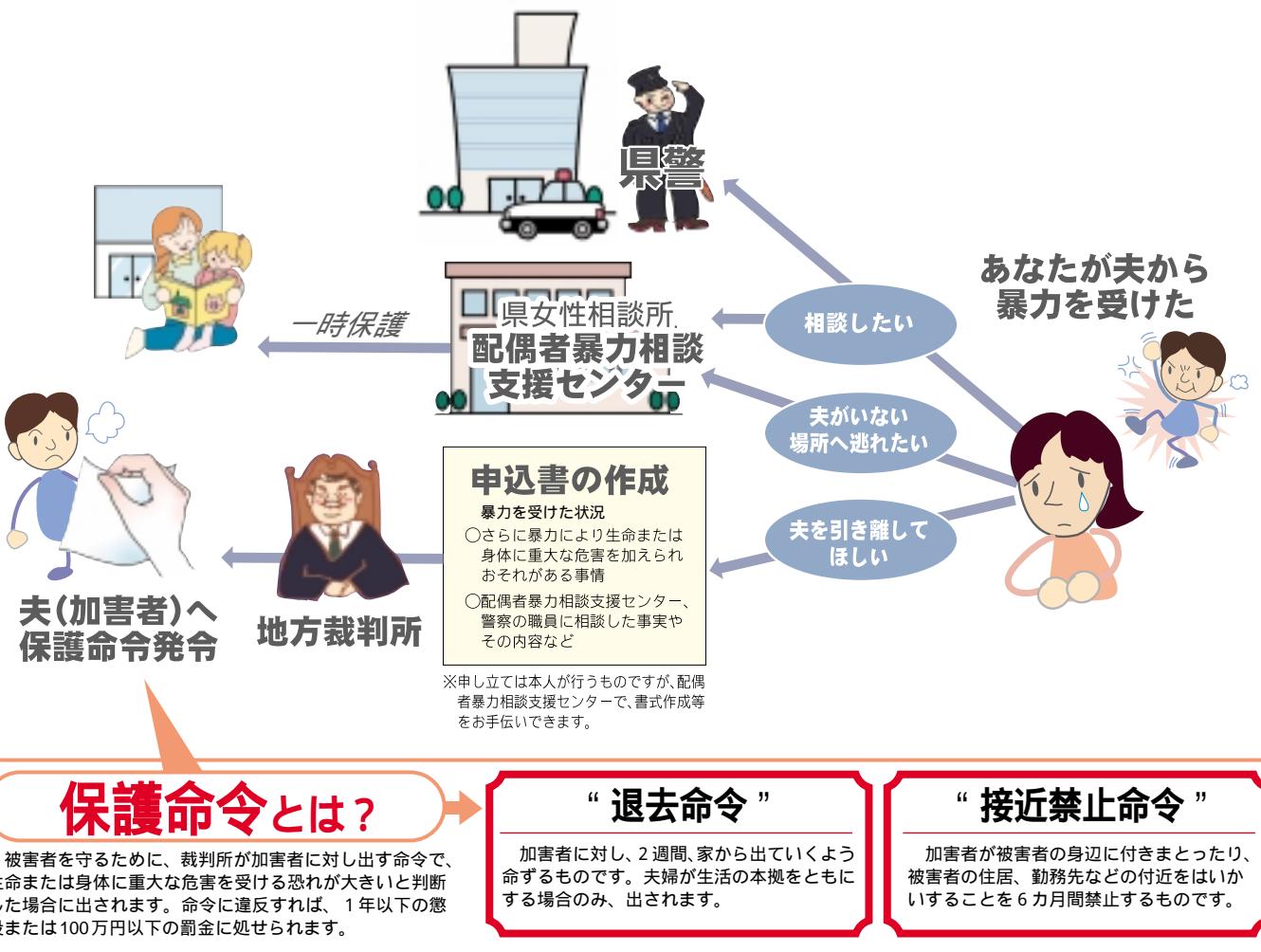


県では、DV（ドメステイック・バイオレンス）の被害にあつた方に対し、警察、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で、相談窓口を設けています。女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）では、一時保護や自立支援などの手助けも行っています。

さらに、県民を対象とした「DV（ドメステイック・バイオレンス）」に対する理解を深めるための講演会や大学生を対象とした啓発講座を開催します。

また、市町村でDV被害者を支援する職員等（市町村男女共同参画行政担当者、住民課職員、その他関連職員、教職員、相談員、ケーターサーバー及び病院職員等）を対象とした講習会を開催し、DVについての理解を深め、被害者への支援方法を習得してもらいます。

あなたがお困りの時は、こんなことができます。



ひとりで悩まず相談してください

相談機関	電話番号	受付時間	休日
県女性相談所 配偶者暴力相談支援センター	098-854-1172	(月～金)8:30～17:00 (土・日・祝)10:00～17:00	年末年始
沖縄県警察 警察安全相談	098-863-9110 (または 9110)	24時間	年中無休
沖縄県女性総合センター ているる相談室	098-868-4010	10:00～12:00 13:00～17:00	日・月曜 年末年始
なは女性センター 「ダイヤルうない」	098-861-7515	10:00～12:00 13:00～16:00	日曜・祝 年末年始
那覇地方法務局 「女性の人权ホットライン」	098-853-1102	8:30～17:00 (時間外は留守番電話で対応)	年中無休

県女性相談所・配偶者暴力相談支援センター、沖縄県警察安全相談はDVの、それ以外の3カ所は女性問題全般の相談をお受けしています。

とにかく緊急時には110番へ

平成十三年十月十三日  
から今年六月末まで、相談は四九八件です。その内、被害や暴行等で検挙され、く接近禁止等の保護命令が発せられております。

警察に相談のあった四割が傷害等で検挙され、令されていることになります。

配偶者からの暴力は、誰にも相談しないため、スカレートするケースが増えております。

V防止法の施行によらず、「一〇番通報」される方々が増えております。

DVの加害者は、「妻のか」との認識しかない人がいますが、夫婦間の暴力は「犯罪行為」であり、警察は被害者の意向を尊重して厳正に対処しております。

DVは家庭内という密室で行われ、外へ漏洩されにくいため、特徴があります。配偶者から暴力を受けた悩んでおられる方は、一人で悩むことなく今すぐ最寄りの警察署や交番等で直接相談されるか、電話で相談されて、早めに最良の解決策を模索されることをお勧めします。

	相談件数	保護命令の発令	命令違反	傷害等の検挙
平成14年	129	10	1	26
平成15年	133	28	3	53

県女性相談所  
所長 黒木 美智  
女性相談所ではDV被害者の方には  
し、どのようなことをされているので  
しょうか

女性相談所は、平成十四年四月一日から、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能が付与され、被害者に対するさまざまな問題についての相談（電話・来所）、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、自立の社会資源活用等の情報の提供、保護命令制度の利用についての情報の提供及び支援などを行っています。

相談件数について、何件くらいあるのでしょうか？増えていくのでしょうか？

DV相談には、電話、来所、移動・出張相談がありますが、相談件数は、平成十一年度三二二一件、十三年度三九九件、十四年度が五八五件と、年々増加しております。

相談内容は、どのようなものでじょ  
か？

「加害者から離れて暮らしたい」、「離婚をして自立をしたい」、「安心して暮  
せるよつ、保護命令制度を利用したい」  
「一時保護され、心身共に休みたい」など、さまざまです。

(女性相談所で保護命令制度を利用し  
裁判所から書面提出を求められた実績  
数は、平成十三年度三件、十四年度五一件に対し、十五年度は七月末時点ですで  
に三一件となつてあり、年間ではかなり  
の利用者が見込まれます)

一時保護とはどのようなものでしょ  
か？

短期的に加害者と離れ、別の施設で安全に生活することです。緊急避難施設です。

女性相談所には、和室が八室、定員十人（同伴児も含む）の一時保護施設が設置されています。衣類・食事の提供など、女性が「着の身着のまま」で来られても受け入れられる態勢で臨んでおります。

一時保護は子どもや乳幼児を連れていてもだいじょうぶでしょうか？

子どもなどの同伴家族も一緒に保護されます。五～六人の同伴児と一緒に保護されたケースもあります。ほとんどの女性が子どもを連れて来られます。

ただし、子どもの年齢によっては他の機関への協力をお願いすることもあります。

一時保護される方は、どのようなおられるのでしょうか？

④で一時保護された方は、平成十二年度一七五人（うち同伴児八七人）、十三年度二〇九人（うち同伴児一六人）、十四年度二三二人（うち同伴児一一八人）です。ほとんどの方が同伴児と一緒に保護されています。

一時保護された女性が自立するための支援策は？

一時保護された女性のみだけでなく、当相談所にかかる被害女性に対してさまざまな支援策があります。それぞれ事情により支援策は異なりますが、例えば生活保護を受けるのなら福祉事務所働きながら自立を目指すのならハローーク、保護命令申し立てをするのなら地方裁判所、離婚するのなら家庭裁判所

警察との連携はあるのでしょうか？

絶えず、警察とは連携しております。暴力を受けた女性が警察署へ駆け込み、警察署経由で当保護所で保護されたケースも最近は増えております。保護された後も警察の協力を得て加害者との話し合いに立ち会つたり、身の回り品を自宅に取りに行く際に同行したり、警察は非常に協力的です。

相談や一時保護について、秘密は守られるのでしょうか？

当然のこととして、職員には守秘義務があり、被害者からの相談や、保護されていた期間中に知り得た個人の情報や、プライバシーに関することは、他人に漏らすことはありません。被害者の人権を尊重しながら丁寧に対応をしています。

最後にDVで悩んでいる方へ

身体に何らかの傷を負わせることだけが暴力ではありません。精神的な苦痛を強いられ、圧迫を与える行動や行為も暴力です。悩みをひとりで抱え込まないで話してください。自分自身を取り戻すために、是非お電話してください。女性相談所は、被害者の自立に向け、精一杯サポートします。

お問い合わせ 県男女共同参画室 TEL.098-866-2010 FAX.098-866-2014